

兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

平成22年3月31日

兵庫県監査委員

松本義宏
天宅陸行
北林泰
小林喜文

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成21年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成22年3月11日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年 3月31日付け包括外部監査報告に係る措置

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>第1章 総論</p> <p>IV 監査の結果</p> <p>1. 所管部局の指導、監督について</p> <p>(1) 所管部局として指定管理者への指導、監督に係るマニュアルを作成し、マニュアルに従った運用を行い、指導、監督が一定水準以上となるよう体系的にルール化し、客観的に県民から理解できるように実施すべきである。(意見)</p>	<p>「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」(平成19年 3月27日策定)(以下「管理運営評価ガイドライン」という。)において、施設所管課において、管理運営が事業計画等で定められた内容を随時、履行確認を行うことにより適正水準を確保している。</p> <p>所管部局においては、指定管理者による事業報告及び現地調査の方法を中心に履行確認を行っていることから、施設の特性を踏まえ、必要に応じて指導監理マニュアルを作成している。</p>
<p>(2) 自己評価シートの管理を十分行うべきである。(意見)</p>	<p>指定管理者の自己評価は管理運営評価ガイドラインに基づいて実施しており、評価項目の拡充を図ったところである。</p>
<p>2. 資産管理について</p> <p>資産管理のマニュアルを整備するとともに、運用及び報告体制を含む管理体制を構築すべきである。(指摘)</p>	<p>管理水準書や実施計画書等に基づいて、備品台帳を作成のうえ、指定管理者自ら現物管理を行い、状況を定期報告で随時所管部局に報告している。報告に基づき、所管部局において適宜現地確認を行うなど、資産管理の適正を確保している。</p> <p>より一層適正な資産管理を推進する観点から、施設の特性を踏まえ、必要に応じて資産管理マニュアルを作成した。</p>
<p>3. 指定管理者制度の適用基準及び判断について</p> <p>指定管理者制度の適用の意義を判断する基準も入れ、極力曖昧な部分を残さず、また指定管理者制度を適用するか否かの判断は対象施設の意義の検証を踏まえて、明確な基準に基づき実施すべきである。(意見)</p>	<p>指定管理者制度の導入に際しては、多様化する住民ニーズへの効果的・効率的な対応と住民サービスの向上、さらには経費の節減等を図る観点から、各施設の設置目的や特性を十分踏まえ判断している。</p> <p>直営を維持している施設にあっては、指定管理者制度を導入しない理由を公的施設運営評価調書において記載している。</p>
<p>4. 公募・非公募の適用基準</p> <p>指定管理者制度を導入している98施設のうち、75施設は特定の者を指定管理者に指名しているが、公募・非公募の適用基準(現在5つの基準により特定の者を指名)については、より県民にわかり易い基準とし、極力曖昧な部分を残すべきではない。(意見)</p>	<p>新行財政構造改革推進方策(平成20年10月(平成21年 3月変更))(以下「新行革プラン」という。)において、原則公募により指定管理者を選定することとしている。公募によらず、特定の団体等を指定管理者に指定している施設については、適用基準を明確に示したうえで、特定の団体を指定管理者とする客観的妥当性を担保している。</p>

<p>5. 指定管理料の算定の考え方について</p> <p>事業実施に必要な経費を適切に算出するため、指定管理料の算定は統一的な基準を持ち、指定管理料は指定管理者が削減努力を進める体系とすべきである。(意見)</p>	<p>指定管理料の算定については、施設毎に個別に査定を行い、事業実施に必要な経費を適切に算出している。</p> <p>指定管理料については、県の公社等を指定管理者とした場合、人件費については、県の人事異動等の影響を受けるため、指定管理者が削減努力を進める体系とすることは適当ではないが、施設維持運営費等それ以外の費用については、指定管理料を原則として定額方式としており、施設の安定的運営の確保を踏まえつつ、指定管理者が削減努力を進める体系としている。</p> <p>公募により指定管理者を決定することで、人件費も含め、民間事業者のノウハウを活用し、さらなる経費削減努力を進めることができるため、新行革プランに基づき、公募の導入を推進していく。</p>
<p>6. 業務仕様の策定に関する方針・方法について</p> <p>(1) 指定管理業務仕様書の記載項目について</p> <p>募集要項には施設の政策目的や現状の抱える課題を明確に示し、指定管理業務仕様書は指定管理者の創意工夫を引き出すために、達成すべき成果を中心とした記述とし、実施方法は指定管理者に委ねるようにすべきである。(意見)</p>	<p>「民間能力の活用」という指定管理者制度の趣旨を踏まえ、指定管理者制度導入時より、指定管理業務仕様書には指定管理者の創意工夫を引き出すための一定の基準を示すに留め、実施方法は指定管理者に委ねるようにしている。</p>
<p>(2) インセンティブのあり方について</p> <p>特定の者を指定管理者とした場合、指定管理料は精算方式をとっている。精算方式の場合、精算に係る責任を負うことなく管理運営費の削減努力を引き出せない懸念がある。精算方式を改め、一括定額方式とすること等により指定管理者の創意工夫や事業努力を引き出し、インセンティブ等積極的に活用すべきである。(意見)</p>	<p>県の公社等を指定管理者とした場合、人件費については、県の人事異動等の影響を受けるため、精算方式とすることが適当であるが、施設維持運営費等又は利用料金収入については、原則として定額方式としており、経費削減、収入確保のインセンティブが働く仕組みとなっている。</p> <p>公募により指定管理者を決定することで、人件費も含め、指定管理料を一括定額方式とすることができ、民間事業者のノウハウを活用し、さらなる経費削減等が可能となるため、新行革プランに基づき、公募の導入を推進していく。</p>
<p>第3章 全般的指摘事項</p> <p>II 往査施設指定管理者の現状と問題点及び改善策</p> <p>1. 固定資産管理について (指摘)</p> <p>(1) 固定資産の実査をするにあたってのマニュアルの整備</p> <p>固定資産については、県の所有物であるとはいえ、その維持管理を任されている以上、指定管理者が自ら現物管理を行う必要があり、そのための客観的拠り所としてのマニュアルを作成</p>	<p>管理水準書や実施計画書等に基づいて、備品台帳を作成のうえ、指定管理者自ら現物管理を行い、状況を定期報告で随時所管部局に報告している。報告に基づき、所管部局において適宜現地確認を行うなど、資産管理の適正を確保している。</p> <p>より一層適正な資産管理を推進する観点から、所管部局において、施設特性を踏まえ必要に応じて資産管理マニュアルを作成するよ</p>

し、経験則に拠ることなく組織上牽制機能を持たせるよう努める必要がある。	う指定管理者を指導していく。
<p>(2) マニュアル作成の上での、権限と責任の明確な区分</p> <p>資産管理としてのマニュアルは、実施者及び管理者等その役割分担が明確に区分され内部牽制が有効に機能するようにマニュアル上、責任の明確化が明文化されているものが必要である。</p>	
<p>(3) 実査実施の程度</p> <p>固定資産の実査を行う期間をある程度計画性を立てて実施する必要がある。</p>	実施できていなかった一部の施設について、実施計画書において固定資産の実査方法等を明示し、計画的に実施することとした。
<p>(4) 実査時の資料の保管</p> <p>固定資産の実査の実施過程において問題が生じた場合に遡及できるように資料の保管・押印の実施が必要である。</p>	実施できていなかった一部の施設について、資料の保管・押印を実施することとした。
<p>(5) 所管部局への報告制度及び報告様式の統一化</p> <p>報告様式を統一化し、客観的に把握可能で比較可能なものにする必要がある。</p>	統一できていなかった一部の施設について、月例報告、定期報告等の様式は統一した。
<p>2. 修繕計画に関して</p> <p>(1) 所管部局ごとに管理対象の施設にかかる修繕計画を中長期的に積み立てるよう引当方式にするべきである。(意見)</p>	不具合箇所における対応の緊急度、修繕の必要性、所要額などを総合的に判断して、予算の範囲内で指定管理者と協議のうえ計画的に実施している。
<p>(2) 指定管理者からの要望や修繕計画に対して、所管部局は判断指標を客観的に定める必要がある。(指摘)</p>	大規模修繕については、必要に応じて別途予算措置しているところである。
<p>3. 故障・事故・クレームなどに対する対応マニュアルについて</p> <p>故障・事故・クレームなどに対する対応マニュアルの整備が必要である。(意見)</p>	整備できていなかった一部の施設について、対応マニュアルを整備した。
<p>4. 遊休施設について</p> <p>遊休施設について定義付けを所管部局と協議の上決定することが望ましい。(意見)</p>	施設の利用率や活用状況については、すべて指定管理者からの定期報告により把握している。
<p>5. 現金等の受払管理について</p> <p>(1) 現金等の受払いに関するマニュアルの整備及びその準拠による運用の徹底を行う必要がある。(指摘)</p>	現金等の受払いが発生する施設に向け、管理水準書の収納業務に則り策定している現金取扱要領等の周知徹底を図った。
<p>(2) 現金の取扱に関係なく、業務において実施した場合には実施者による押印及び上長による検印を証跡として帳票等に残し責任の所在を明確にする必要がある。(意見)</p>	現金取扱要領等に基づき、現金出納簿での日々の実査及び現金保管責任者による照合を実施し、実施者、責任者ともに押印、検印を証跡として残すよう周知徹底を図った。

<p>6. 領収書の管理について 領収書管理に伴うマニュアルを整備する必要がある。(指摘)</p>	<p>整備できていなかった一部の施設について、領収書管理に伴うマニュアルを整備した。</p>
<p>7. 運営について 標準的な様式を作成しそれに従い分析内容を記述するように議事録あるいはそれに準じた報告書の整備を行う必要がある。(意見)</p>	<p>定期報告書等については、施設ごとに所管部局が様式等を定めている。なお、施設における課題等について所管部局と指定管理者で協議した場合は、記録を作成するよう指導した。</p>
<p>8. アンケートの実施について (1) アンケートの実施時期及び実施対象者等についての明確な基準を設ける必要がある。(意見) (2) 所管部局についてもアンケートの実施と質問項目の指定に止まることなく、その実施方法自体についても十分に理解し指導していく必要がある。(指摘)</p>	<p>管理運営評価ガイドラインにおいて、調査は個々の施設特性等に応じた適切な方法・時期・期間により実施することとしており、改めてアンケートの実施について周知徹底を図った。 なお、指定管理者の創意工夫を引き出すため、実施方法については指定管理者に委ねている。</p>
<p>9. 運営コスト管理について (1) 予算実績差異分析について体系的に捉えることができる分析ツールを定型化し、客観的に理解しやすいものにする必要がある。(指摘)</p>	<p>予算実績差異分析は、毎月、収支計画書や前年度実績との比較や今後の見込を分析するなどの方法により実施している。施設によって季節の変動などの要素が異なることなどから、分析ツールを定型化することはなじまないものと考えている。</p>
<p>(2) 所管部局が指定管理者を指導管理するためのマニュアル、指導管理の実施時期、指導管理の報告様式の定型化及び評価方法等を明確に客観的に定めて、所管部局全体での指導管理能力のレベル感の均一化を図る必要がある。(指摘)</p>	<p>「管理運営評価ガイドライン」において、施設所管課において、管理運営が事業計画等で定められた水準を充足しているか随時、履行確認を行うこととしている。 所管部局においては、指定管理者による事業報告及び現地調査の方法を中心に履行確認を行っていることから、施設の特性を踏まえ、必要に応じて指導監理マニュアルを作成するよう指導している。</p>
<p>第4章 個別施設 I 兵庫県立芸術文化センター 3. 兵庫県立芸術文化センターにおける指定管理料特定のものを指定する指定管理者での退職金負担関係については、全庁的に退職が発生した年度に予算化する精算方式を用いている。この結果、芸術文化センターの場合、指定管理者に指名された平成17年10月以降の芸術文化センター職員の退職給付引当金繰入が計上されていない。会計上、決算において所要の退職給付引当金繰入金を計上する必要がある。(意見)</p>	<p>平成20年度末をもって同引当金は、財団法人兵庫県芸術文化協会本部で一元的に管理している。退職給付引当金の繰入金については、公益法人会計基準に基づき、同本部において計上を検討している。</p>
<p>4. 公の施設の指定管理者の管理状況 年間15億円超の県費が投入され、より一層の効率性・経済性を確保すべきである。平成17年度の</p>	<p>開館記念期間3年間(平成17～19年度)のスタートダッシュの好調さを引継ぎ、平成20～21年度においても、①県内を中心としたフ</p>

<p>オープンからしばらくは新規開業効果が伺われるが、平成20年度以降からその本当の実力（企画力）が試されると思われる。今までの企画で県民の支持が得られない傾向が出たときに、どのようなタイミングでどの管理形態を採用するのか難しい決断を強いられる局面が来る可能性がある。（意見）</p>	<p>アの熱い支持、②新たな試みへの挑戦、③経営努力により、多彩なラインナップでこれまでと遜色のない実績で推移している。今後も堅実な運営により、安定的・継続的に県民の幅広い期待に応える事業展開の質・量維持、安全・安心な施設運営をめざしていく。</p>
<p>5. 兵庫県立芸術文化センターの「管理運営評価シート」 (1) 指定管理者による「自己評価」は特に「運営業務」についてかなり詳細に記述されているが、評価シートの内容は、補助金業務なのか指定管理者による指定業務なのかの判別は難しい。補助金業務を含めた評価シートの内容であるといわざるを得ない。 また、「所管部局による総合評価（業務改善に向けた分析・指導内容）」は、5行ほどの印象めいた程度のボリュームしかなく、その表記も抽象的であったり、自己評価の単なる追認に留まっており、次年度以降に資する「具体的」な指導内容の記載が見られなかった。（意見）</p>	<p>指定管理業務仕様書においても補助事業を含めた運営全般にわたって規定されていることから、管理運営評価シートも、これに則った記載をしている。 平成20年度の管理運営評価については、管理運営評価ガイドラインに基づき、評価項目の細分化を行い、適切に評価、分析、検証するとともに、評価結果について、ホームページ上で公表した。 今後ともセンター運営全体を評価する視点が欠かせないことから、引き続き補助事業・指定管理業務を含めた記載とすることが適当と考えている。</p>
<p>(2) 管理運営評価ガイドラインによると、県による評価結果の分析・検証、公表が行われることとされているが、実施されていない。（指摘）</p>	<p>県による評価結果の分析・検証として「公的施設運営評価調書」を作成・公表することとし、平成20年度分から実施した。</p>
<p>II 兵庫県中央労働センター 3. 兵庫県中央労働センターにおける指定管理料 指定管理料を精算方式ではなく定額制とし、利用者の増、指定管理者の工夫等により利用料金が増額した場合には、人件費（すなわち給料）や運営費の増額に結びつくような、インセンティブを与えることが必要である。（意見）</p>	<p>兵庫県中央労働センターは、県の公社である（財）勤労福祉協会が指定管理者となっており、人件費については、県の人事異動等の影響を受けるため、精算方式とする必要があるが、施設維持運営費等又は利用料金収入については、一定程度、経費削減、収入確保のインセンティブが働く仕組みとなっている。</p>
<p>5. 兵庫県中央労働センターの「管理運営評価シート」 (1) 「管理運営評価シート」は、年度ごとにA4用紙3枚が作成されるのみで、指定管理者による「自己評価」、所管部局による「総合評価（業務改善に向けた分析・指導内容）」ともに、情報量として非常に限定されたものとなっている。特に、指定管理者による「利用状況」、「収支状況」及び「運営体制」の自己評価の記載がない点は管理運営が適正になされていないものと看做さざるを得ない。 「所管部局による総合評価（業務改善に向けた分析・指導内容）」は、3行ほどの印象めいた程度のボリュームしかなく、また、その表記も抽象的であったり、自己評価の単なる追認に留まっており、次年度以降に資する「具体的」な</p>	<p>平成20年度の管理運営評価については、管理運営評価ガイドラインに基づき、評価項目の細分化を行い、適切に評価、分析、検証するとともに、評価結果について、ホームページ上で公表した。</p>

<p>指導内容の記載が見られなかった。(意見)</p>	
<p>(2) 管理運営評価ガイドラインによると、県による評価結果の分析・検証、公表が行われることとされているが、実施されていない。(指摘)</p>	<p>県による評価結果の分析・検証として「公的施設運営評価調書」を作成・公表することとし、平成20年度分から実施した。</p>
<p>Ⅲ 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター 5. 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの「管理運営評価シート」 (1) 「管理運営評価シート」は、年度ごとにA4用紙1枚が作成されるのみで、管理者による「自己評価」、所管部局による「総合評価(業務改善に向けた分析・指導内容)」とともに、情報量として非常に限定されたものとなっている。 特に「所管部局による総合評価(業務改善に向けた分析・指導内容)」は、3行ほどの印象めいた程度のボリュームしかなく、また、その表記も抽象的であったり、自己評価の単なる追認に留まっており、次年度以降に資する「具体的」な指導内容の記載が見られなかった。(意見)</p>	<p>平成20年度の管理運営評価については、管理運営評価ガイドラインに基づき、評価項目の細分化を行い、適切に評価、分析、検証するとともに、評価結果について、ホームページ上で公表した。 「管理運営評価シート」については、指標や必要性、有効性、効率性、受益と負担の適正化など、各項目を具体的に運営評価できるように充実を図り、また、次年度以降の施設の見直し方針についても記載した。</p>
<p>(2) 管理運営評価ガイドラインによると、県による評価結果の分析・検証、公表が行われることとされているが、実施されていない。(指摘)</p>	<p>県による評価結果の分析・検証として「公的施設運営評価調書」を作成・公表することとし、平成20年度分から実施した。</p>
<p>Ⅳ 兵庫県立文化体育館 2. 管理委託から指定管理者制度への対応と指定管理料 平成19年度の公募の結果、財団法人兵庫県体育協会グループが指定管理者に選定され、平成20年4月1日から管理を行っている。業務分担について、財団法人兵庫県体育協会と他の2社の委託先との業務区分が明確でないように思われる。財団法人兵庫県体育協会の共同業務における役割を明らかにする必要がある。(意見)</p>	<p>兵庫県立文化体育館の管理運営については、財団法人兵庫県体育協会、株式会社日本管財、財団法人神戸YMCAが「共同事業体」として指定管理者の指定を受けている。このため、体育協会と他の2社の間には委託関係はない。なお、グループの役割分担については、グループ内の内部協定書内の「業務分担・リスク分担表」により定められている。</p>
<p>4. 兵庫県立文化体育館の「管理運営評価シート」 (i) 「管理運営評価シート」は、年度ごとにA4用紙1枚が作成されるのみで、指定管理者による「自己評価」、所管部局による「総合評価(業務改善に向けた分析・指導内容)」ともに、情報量として非常に限定されたものとなっている。 特に、「所管部局による総合評価(業務改善に向けた分析・指導内容)」は、4行ほどの印象めいた程度のボリュームしかなく、また、その表記も抽象的であったり、自己評価の単なる追認に留まっており、次年度以降に資する「具体的」な指導内容の記載が見られなかった。(意見)</p>	<p>平成20年度の管理運営評価については、管理運営評価ガイドラインに基づき、評価項目の細分化を行い、適切に評価、分析、検証するとともに、評価結果について、ホームページ上で公表した。 この中で、所管部局による総合評価では、評価すべきところ、今後指定管理者に期待することを具体的に記述した。 また、所管部局として定期的に施設に足を運び、運営状況等について指定管理者と話し合う会議を設けており、その場で適宜指導事項等については指示している。</p>

<p>(2) 管理運営評価ガイドラインによると、県による評価結果の分析・検証、公表が行われることとされているが、実施されていない。(指摘)</p>	<p>県による評価結果の分析・検証として「公的施設運営評価調査」を作成・公表することとし、平成20年度分から実施した。</p>
<p>V 兵庫県営住宅 3. 兵庫県営住宅における指定管理料 (1) ①エレベーターの保守・点検、②消防設備の保守・点検及び③受水槽の保守・点検の管理運営が県からの個別業務の委託として兵庫県住宅供給公社が受託している。これらの業務を公社自体が行うならば、個別の業務委託も理解できるが、そのほとんどを再委託している点で委託の本旨にもとる契約である。早急に是正すべきである。本来は①から③の業務も公の施設の管理運営を受託する指定管理者の業務に含まれるのが自然の形だと思われるので、あるべき受委託関係にするべきである。(指摘)</p>	<p>県営住宅のエレベーターの保守・点検等管理業務の一部については、効率性や合理性の観点から、県下全域を管理している兵庫県住宅供給公社に委託している。 しかし、民間による指定管理業務地域を今後、さらに拡大する予定であることから、同公社による総合的な保守管理業務と指定管理者の実施する場合の合理性を再度検証し、次回平成23年度の民間による指定管理者公募拡大の時期に、委託方法を決定する。</p>
<p>(2) 管理委託制度の経過措置が終了して数年が経過しており、明舞団地地区の先例を基に、新行革プランの前倒しを含めた公募の拡大のスピードアップが望まれる。(意見)</p>	<p>今後も新行革プランに基づき、指定管理業務の民間公募を進め、コスト削減に努めていく。</p>
<p>5. 兵庫県営住宅の「管理運営評価シート」 (1) 「所管部局による総合評価（業務改善に向けた分析・指導内容）」は、2、3行の印象めいた程度のボリュームしかなく、また、その表記も抽象的であったり、自己評価の単なる追認に留まっており、次年度以降に資する「具体的」な指導内容の記載が見られなかった。(意見)</p>	<p>平成20年度の管理運営評価については、管理運営評価ガイドラインに基づき、評価項目の細分化を行い、適切に評価、分析、検証するとともに、評価結果について、ホームページ上で公表した。 また、平成20年度の管理運営評価シートより、総合評価において、指定管理者に対して依頼している業務内容の評価を具体的に記載している。また、四半期ごとにモニタリング調査等を実施することにより、現地で、指定管理者と実施業務に対する具体的な指導や意見交換を行い、業務の一層の改善に資するよう努めている。</p>
<p>(2) 管理運営評価ガイドラインによると、県による評価結果の分析・検証、公表が行われることとされているが、実施されていない。(指摘)</p>	<p>県による評価結果の分析・検証として「公的施設運営評価調査」を作成・公表することとし、平成20年度分から実施した。</p>
<p>VI 兵庫県民会館 3. 兵庫県民会館における指定管理料 (1) 兵庫県民会館の人件費に当会館業務に従事する職員以外の人件費が含まれている。 財団法人兵庫県芸術文化協会本部・文化振興部の正規職員14名の人件費は、他運営事業に按分する必要があるが、全て兵庫県民会館の予算に組み入れている。その額は年度当初の協定ベースで正規職員（派遣・プロパー）109,742千円、日々雇用</p>	<p>財団法人兵庫県芸術文化協会本部・文化振興部の人件費については、兵庫県民会館にかかる指定管理者を平成20年度に公募したことにともない、平成21年度から会館業務とは別の事業として予算措置した。</p>

<p>職員1,587千円、合計111,329千円であり、本来適切な基準で按分する必要がある。(意見)</p>	
<p>(2) 県の外郭団体である財団法人兵庫県芸術文化協会が指定管理者となっているが、管理運営業務のほとんどを再委託されている。具体的には清掃業務やビル管理業務については指名競争入札により業者を選定しているが、本社を神戸市のみとするなど、入札者の応募参加資格要件に制限を加えることで実質的に参入できなくなっている。能力と意欲のある民間事業者を広く求めることが、民間事業者の提案による効率的な管理運営を期待される指定管理者制度の趣旨に合うと考えられ、これらの業務についても指名競争入札ではなく一般競争入札の方が望ましい。(意見)</p>	<p>兵庫県民会館の管理運営については、平成21年度から公募による指定管理者となっており、指定管理者の責任において、緊急時の対応、県民サービスの低下、運営コストの増加を招かないこと等を考慮し、運営を行っている。</p>
<p>4. 兵庫県民会館の事務室、倉庫、利用料収入現在の賃料の相当性の根拠の開示が必要。(意見)</p>	<p>公共的団体が入居していることから、公共性も考慮し毎年利用料の見直しを行っている。 根拠の開示については請求等に応じて対応していく。</p>
<p>6. 兵庫県民会館の「管理運営評価シート」 (1) 「管理運営評価シート」は、年度ごとにA4用紙4枚が作成され、他の公の施設の指定管理者と比べたら詳細に記載されているが、指定管理者による「自己評価」、所管部局による「総合評価(業務改善に向けた分析・指導内容)」ともに、非常に限定されたものとなっている。 特に、「所管部局による総合評価(業務改善に向けた分析・指導内容)」は、2、3行の印象めいた程度のボリュームしかなく、また、その表記も抽象的であったり、自己評価の単なる追認に留まっており、次年度以降に資する「具体的」な指導内容の記載が見られなかった。(意見)</p>	<p>平成20年度の管理運営評価については、管理運営評価ガイドラインに基づき、評価項目の細分化を行い、適切に評価、分析、検証するとともに、評価結果について、ホームページ上で公表した。</p>
<p>(2) 管理運営評価ガイドラインによると、県による評価結果の分析・検証、公表が行われることとされているが、実施されていない。(指摘)</p>	<p>県による評価結果の分析・検証として「公的施設運営評価調査」を作成・公表することとし、平成20年度分から実施した。</p>
<p>VII 兵庫県立産業会館 4. 兵庫県立産業会館における指定管理料 (1) 現在のビルの需給環境及び経済環境等は基本協定書を締結した時点とは大きく変化していると同時に兵庫県の県庁周辺の貸館・会議室の集約等の方針・施策等で収入・支出構造に変化を与えると予想できる。このような環境下で単一の基本協定書では無理があると言わざるを得ない。更に、終了した時点の計画と実績とを分析し、次年度の計画に反映することが有意義であると認められるこ</p>	<p>平成22年度以降の指定管理者との協定については、基本協定書と年度協定書によることとした。</p>

<p>とから、取り巻く環境の変化に応じた臨機応変な協定書（年次）を締結することも考えられる。（意見）</p>	
<p>(2) 指定管理者による公の施設の管理運営が効率的に行われたかの評価は、終了した年度の計画と実績を比較し、分析することによって妥当なものとなると考える。そのためには、支出に関して精細な調査を実施し、その支出が妥当であったかを県の所管部局で検証する必要があると考える。（意見）</p>	<p>支出の妥当性については、より詳細な費用積算根拠の提出を指定管理者に求め、所管部局にてその妥当性を検証することとした。</p>
<p>5. 公の施設の指定管理者の管理運営状況 指定管理者が兵庫県の公有財産を適切に管理していると言えるように公有財産の現物調査及び増減記録簿等の記録の完備を規定している実施要綱やマニュアル等の規程が必要であると所管部局は指定管理者に指導すべきである。 また、故障・事故・クレーム記録簿の備置についても指定管理者に指導すべきである。（意見）</p>	<p>業務マニュアルに備品管理関係の項目を設けるとともに、備品リストの内容を充実させた。また、故障については対応状況に係る記録簿を備えるとともに、事故・クレームについても管理業務週報での記録化を徹底した。</p>
<p>6. 兵庫県立産業会館の「管理運営評価シート」 (1) 「管理運営評価シート」は、年度ごとにA4用紙1枚が作成されるのみで、指定管理者による「自己評価」、所管部局による「総合評価（業務改善に向けた分析・指導内容）」ともに、情報量として非常に限定されたものとなっている。 特に、「施設所管部局による総合評価（業務改善に向けた分析・指導内容）」は、2、3行の印象めいた程度のボリュームしかなく、また、その表記も抽象的であったり、自己評価の単なる追認に留まっており、次年度以降に資する「具体的」な指導内容の記載が見られなかった。（意見）</p>	<p>平成20年度の管理運営評価については、管理運営評価ガイドラインに基づき、評価項目の細分化を行い、適切に評価、分析、検証するとともに、評価結果について、ホームページ上で公表した。 指定管理者に対する指導事項について、具体化を図った。</p>
<p>(2) 管理運営評価ガイドラインによると、県による評価結果の分析・検証、公表が行われることとされているが、実施されていない。（指摘）</p>	<p>県による評価結果の分析・検証として「公的施設運営評価調査」を作成・公表することとし、平成20年度分から実施した。</p>
<p>(3) 管理運営評価ガイドラインによると、公募施設に関しては、外部評価委員による第三者評価が必要に応じて実施されることになっているが、実施されるのが望ましい。（意見）</p>	<p>平成21年度開催の指定管理者候補者選定委員会において、これまでの経営実績について評価を行った。</p>
<p>VIII 兵庫県立淡路夢舞台公苑 2. 管理委託から指定管理者制度への対応と新行革プランにおける位置づけ 民間事業者の提案による効率的な管理運営を期待される指定管理者制度の趣旨を踏まえ、新行革プランに基づいた効果的な管理運営が行われたかどうかについて検証を行うべきと考えられる。また、検証結果によっては、将来は株式会社夢舞台を参加させ</p>	<p>指定管理期間1年目ではあるが、四半期毎の報告及び現地確認等により一体的・効率的な管理運営が行われていると評価している。 今後も引き続き実績報告等に基づき分析・検証を行っていく。</p>

<p>た一般公募による指定管理者の選考を行うことを十分に検討されるべきと考えられる。(意見)</p>	
<p>5. 兵庫県立淡路夢舞台公苑の「管理運営評価シート」</p> <p>(1) 「管理運営評価シート」は、年度ごとにA4用紙1枚が作成されるのみで、指定管理者による「自己評価」、所管部局による「総合評価(業務改善に向けた分析・指導内容)」ともに、情報量として非常に限定されたものとなっている。</p> <p>特に、「所管部局による総合評価(業務改善に向けた分析・指導内容)」は、4行ほどの印象めいた程度のボリュームしかなく、また、その表記も抽象的であったり、自己評価の単なる追認に留まっており、次年度以降に資する「具体的」な指導内容の記載が見られなかった。(意見)</p>	<p>平成20年度の管理運営評価については、管理運営評価ガイドラインに基づき、評価項目の細分化を行い、適切に評価、分析、検証するとともに、評価結果について、ホームページ上で公表した。</p> <p>また、四半期毎の実績報告会及び現地調査を実施しており、その場で適宜指導事項等については指示している。</p>
<p>(2) 管理運営評価ガイドラインによると、県による評価結果の分析・検証、公表が行われることとされているが、実施されていない。(指摘)</p>	<p>県による評価結果の分析・検証として「公的施設運営評価調書」を作成・公表することとし、平成20年度分から実施した。</p>